

岡山市入札外部審議委員会の概要

平成26年度第3回岡山市入札外部審議委員会（以下「審議委員会」という。）を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

平成27年1月9日（金） 午前10時00分から午前11時00分

2 開催場所

岡山市庁舎 5階入札室

3 出席委員（敬称略 五十音順）

井上 信二，岡崎 優子，妹尾 直人，松本 正子，的場 真介

4 事務局

（1）岡山市

森安審議監，泉監理課長，岡本契約課課長補佐，林監理課課長補佐，徳丸監理課主任

（2）水道局

小林統括審議監，浅田管財課長，國富管財課課長代理，樋口契約係長，平山管財課主任

5 会議次第

（1）開会

（2）議題

1 岡山市抽出案件について審議

（1）買電契約の入札実施について

2 岡山市水道局抽出案件について審議

（1）工事請負契約

（2）物品契約

3 その他

6 会議概要

岡山市抽出事案「買電契約の入札実施について」審議

Q:まだ入札を行っていない状態（公告期間中）だが、入札に移行することによって、中国電力から電気を買うよりも大体どのくらい経費削減の効果が生じるのか。

A:既に入札を実施している他都市の状況を見ると、概ね安くはなっている。入札してみないと結果は分からないが、数%から30%程度の効果はあると考えている。

なお、他都市の事例から、対象施設の電気使用状況によってもかなり削減率が違うと思われる。電気使用のピーク時期があって、全く使わない時期があるような施設は、比較的削減効果が高い傾向にあるようだ。機械が24時間同じペースで電気を使うような施設では、新電力会社が入札に参加しないケースもあると聞く。ただ、今後も継続して支払う経費であるため、長期的な観点からすると、年間数%の削減としても、非常に高い効果だと考えている。

Q:電気使用状況によって、削減効果が異なる理由は何か考えられるか。

A:詳細は不明だが、例えば、中国電力における電気の基本使用料の設定方法は最大使用電力量を参考に設定されているようだが、新電力会社は柔軟に基本使用料を設定できるので、その辺りの金額の差が出てくるのではないかとと思われる。

Q:発注ロットをあまり大きくすると、入札に参加可能な業者が限られるのではないか。

A:そういう問題もあるので、今後、どのように単位で発注していくかというのは、今回の入札状況等を見つつ、さらに検討していくべきと思っている。

Q:今回から入札を始めたということだが、国は随分前から行っていると聞いている。同じものを調達して少しでも経費が減るのはとても大事なこと。頑張ってください。

A:どこの自治体も、国が先行して行った電力入札の仕組みを倣っている。今後は、自由化対象となっているものはすべて入札にしていくことを目標としている。

Q:一部の案件は、WTO対象となる国際的な入札となっているが、他国の企業から電力を買うというようなことも想定しているのか。

A:基準金額以上の調達であるので、国際的な入札を行わなければならないが、電力を供給するために、エネルギー庁に届け出をしなければならないし、供給方法を考えると実際に、海外の企業が入札に参加するという事はないと思うが、日本にも拠点を持つ外資系企業の入札参加はあり得ると思う。

岡山市水道局抽出案件について審議

(1)工事請負契約

Q:入札者数について、1社のみが入札が続いた原因は何か。

A:今回の工事の業種を第1格付けとする市内業者は、もともと全体数が少なく、水道

局が発注する当該業種の工事に参加する数はさらに少ない傾向にあった。今回ほかの業者が来なかった理由は判断できないが、入札参加条件に特別な制限は付しておらず、市内業者すべてが参加できるように設定していた。

Q:有資格者名簿に登載されていなかった場合は辞退してもらうのか。

A:有効な入札書のうちで、最低価格であった場合は、入札参加資格がないということで、失格となる。

Q:自社が有資格者名簿に登載されているかどうか分からないことがあるのか。

A:通常は把握している。

Q:今後、入札業者数を一定数以上確保する努力も必要と思う。他の参加者がいなくては、価格等が公正かどうかの判断ができなくなると思う。参加業者数を増やすための方策はあるか。

A:今回は第1格付けの業者だけに限定した参加条件としたが、これを第2格付けまで参加できるようにしたり、市内業者に限定せずに、再発注の時には準市内業者まで広げたり、制限していたエリアを広げたりという方法がある。案件によって、それらを検討する必要があると思う。

Q:今回そのような方法が採用されなかったのは、急を要する工事だったのか。

A:市内の専門業者に施工して欲しいことと、参加可能業者数もある程度確認できていたことから、当初は広げて発注するという発想はなかった。最後の3回目の入札が終わった後には、工期の面から限界が来ていたので、随意契約に移行した。この点は反省点と考えている。

(2)物品契約

Q:入札価格が、あまりに大きく違うので驚いた。業者によっては、随分高い価格で応札しているようだ。許容価格の設定など、なかなか難しいのではないか。

A:今回の事案のような特殊機器は、参考のための見積もりを依頼しても、例えば、「値段6千万円 値引き3千万円」といった見積書がポンと出てくる。そのため、適正な価格がどれくらいなのかが判断できない場合も多い。こういった場合は、同じ機器を調達した他都市の状況等を参考にするようにしている。

Q:他都市での状況をよく把握することが大事ということか。

A:そのとおりであるが、参考とした都市が特別に安く調達できたということもあるので、判断が難しい。

(終了)